

現場代理人の常駐義務緩和に係る要件等の改正について

本市では、現場代理人は工事現場における常駐を原則としていますが、平成23年（2011年）4月1日より熊本市公共工事請負契約約款第10条第3項において、一定の要件を満たす場合に現場代理人の常駐義務を緩和しております。

このことについて、地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、現場代理人の複数の工事における兼任の要件等について、下記のとおり改正します。

記

1 改正内容

改正後	改正前
<p>2 現場代理人の複数の工事における兼任の要件</p> <p>(1) 兼任の要件</p> <p>以下の適用要件①又は②のいずれかに該当する場合であって、工事現場の施工管理上、支障がないと本市が判断した場合は、複数の工事について現場代理人を兼任することができます。</p> <p>《適用要件①（以下の項目の全てに該当する場合）》</p> <p>ア 全ての工事が建設業法第26条第3項に該当しない（技術者の専任を要しない）工事であること。</p> <p>イ 兼任する工事（予定価格が400万円以下の市発注工事及び熊本市上下水道局緊急的工事指名競争入札実施要領（平成19年4月27日制定）の規定による指名競争入札で実施した緊急的工事を含む。）が3件以内であること。</p>	<p>2 現場代理人の複数の工事における兼任の要件</p> <p>(1) 兼任の要件</p> <p>以下の適用要件①又は②のいずれかに該当する場合であって、工事現場の施工管理上、支障がないと本市が判断した場合は、複数の工事について現場代理人を兼任することができます。</p> <p>《適用要件①（以下の項目の全てに該当する場合）》</p> <p>ア 全ての工事が建設業法第26条第3項に該当しない（技術者の専任を要しない）工事であること。</p> <p>イ 兼任する工事（予定価格が250万円以下の市発注工事及び熊本市上下水道局緊急的工事指名競争入札実施要領（平成19年4月27日制定）の規定による指名競争入札で実施した緊急的工事を含む。）が3件以内であること。</p>

2 改正期日

本改正は、令和7年5月1日から適用する。